

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、ひたちなか市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、7人をもって組織する。

(招集)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに会議を招集しなければならない。

- (1) 法の規定により市長から同意を求められたとき。
- (2) 法の規定により審査請求があったとき。
- (3) 市長から諮問があったとき。
- (4) 委員の半数以上の者から招集の請求があったとき。
- (5) その他会長が必要と認めたとき。

3 会議の招集は、緊急やむを得ない場合を除くほか、開会の日3日前までに会議の日時、場所及び事項を委員に通知しなければならない。

(会議)

第4条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 審査会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要であると認めるときは、審査会の議決によりこれを公開しないことができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(付議事項の通知)

第7条 会長は、審査会に付議した事項については、速やかにその結果を文書をもって市長に通知しなければならない。

(会議録)

第8条 会長は、会議終了後速やかに会議録を調製し、会長及び出席委員2人以上が署名押印して、こ

れを保存しなければならない。

(幹事)

第9条 審査会に幹事若干人を置く。幹事は、職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、市長の命を受け、会務を処理する。

(秘密の保持)

第10条 委員及び幹事は、その傍聴により知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

2 前項の規定は、職務を去った後もまた同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、審査会が定める。

付 則

この条例は、特定行政庁を設置した日から施行する。